

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月17日
【会社名】	株式会社イグニス
【英訳名】	IGNIS LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 錢 鋳
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 山本 彰彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 山本 彰彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第8回新株予約権) その他の者に対する割当 726,950円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 558,726,950円 (第9回新株予約権) その他の者に対する割当 438,340円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 1,280,738,340円 (第10回新株予約権) その他の者に対する割当 257,920円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 2,480,257,920円 (注)行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	1,550個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	726,950円
発行価格	新株予約権1個につき469円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年6月2日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イグニス 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
払込期日	平成28年6月2日(木)
割当日	平成28年6月2日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 青山支店

(注) 1. 第8回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第9回新株予約権及び第10回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については平成28年5月17日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は155,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、3,600円とする(以下「当初行使価額」という。))。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>558,726,950円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年6月3日(本新株予約権の払込完了以降。)から平成30年6月1日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 青山支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり469円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使許可

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下本項において、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下本項において、「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から30営業日の期間(以下本項において、「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、それぞれ、第8回新株予約権につき1,550個、第9回新株予約権につき2,170個、第10回新株予約権につき2,480個を超えることはできず、また、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了日(同日を含みます。)又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる全額を現金にて振り込んだときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 行使許可申請に基づく行使許可期間中に、本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	2,170個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	438,340円
発行価格	新株予約権1個につき202円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年6月2日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イグニス 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
払込期日	平成28年6月2日(木)
割当日	平成28年6月2日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 青山支店

(注) 1. 第9回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第8回新株予約権及び第10回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成28年5月17日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は217,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、5,900円とする(以下「当初行使価額」という。))。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,280,738,340円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年6月3日(本新株予約権の払込完了以降。)から平成30年6月1日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 青山支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり202円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使許可

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下本項において、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下本項において、「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から30営業日の期間(以下本項において、「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、それぞれ、第8回新株予約権につき1,550個、第9回新株予約権につき2,170個、第10回新株予約権につき2,480個を超えることはできず、また、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了日(同日を含みます。)又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる全額を現金にて振り込んだときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 行使許可申請に基づく行使許可期間中に、本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	2,480個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	257,920円
発行価格	新株予約権1個につき104円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年6月2日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イグニス 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
払込期日	平成28年6月2日(木)
割当日	平成28年6月2日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 青山支店

(注) 1. 第10回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第8回新株予約権及び第9回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成28年5月17日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は248,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>当社は平成28年12月2日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。)に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、通知日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。)の翌取引日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。)に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。</p> <p>金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合 本欄外注記第1項第(2)号に記載の行使許可期間が経過していない場合</p> <p>3. 行使価額の修正頻度</p> <p>行使価額は、行使価額修正通知がなされた際に修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限</p> <p>「下限行使価額」は、当初、10,000円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限</p> <p>248,000株(平成28年3月31日時点の発行済株式総数に対する割合は4.00%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限</p> <p>2,480,257,920円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は248,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、10,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。</p> <p>3. 行使価額の修正 当社は平成28年12月2日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、10,000円とする。下限行使価額は、本欄第4項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合 本欄外注記第1項第(2)号に記載の行使許可期間が経過していない場合</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
-----------------------	--

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に定める行使価額の修正の効力が発生する日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,480,257,920円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成28年6月3日(新株予約権の払込完了以降。)から平成30年6月1日(当日を含む。)までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 青山支店</p>

新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり104円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討致しましたが、下記「(4) 本スキームの特徴 [他の資金調達方法との比較]」に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、ドイツ銀行グループより提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断致しました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

当社グループの主要な事業領域である国内スマートフォン向けアプリ市場は、スマートフォンの国内普及件数が国内携帯電話端末契約数の過半数を超え平成27年9月で7,237万件となり（注1）、依然として増加を続けていることを背景として、急速な拡大を続けております。国内スマートフォン向け広告市場については平成28年の市場規模が4,737億円に達する見込みであり、前年比で121%と予測されております（注2）。また、国内スマートフォン向けゲーム市場についても、平成28年の市場規模が8,238億円に達する見込みであり、前年比で113%と予測されております（注2）。

このような経営環境の下、当社グループは従来、無料ネイティブアプリ事業（注3）において、小規模サービス（注4）を提供することで広告収入を獲得してまいりましたが、今後の広告収入及び課金収入拡大への足掛かりとして、前連結会計年度より、サービスの開発体制を小規模サービス中心の開発から、徐々に中規模サービス（注5）、及び大規模サービス（注6）の開発へと移行してまいりました。中規模・大規模サービスは、主に提供開始後の運用によりユーザーを増やすことで収入を獲得するビジネスモデルであり、開発の際の企画力、企画を実現する開発力、ユーザーが心から楽しめる運営力、そしてユーザーの集客力が必要となります。中規模・大規模サービスを中心に当該事業の成長を加速させていくにあたり、当社はこれら4要素のさらなる強化が必要であると考えております。

また、ネイティブソーシャルゲーム事業（注7）においては、平成27年2月より「ぼくとドラゴン」をリリースし、継続的に改善・運用を行うことで、現在に至るまでに累計270万ダウンロードを超え、順調にユーザー数を積み上げることができていると考えております。こうした中、今後ネイティブソーシャルゲーム事業のさらなる成長を実現していくためには、既存タイトルの収益性をさらに向上させ、新規タイトルを開発提供することが必要となってまいります。そのためには、事業から創出されるキャッシュ・フローに加えて、資金調達を実施することにより、財務面の充実を図るとともに、無料ネイティブアプリ事業同様に、4要素のさらなる強化が必要であると考えております。

このような状況を総合的に勘案すると、当社は無料ネイティブアプリ事業及びネイティブソーシャルゲーム事業における中長期の事業成長を見据えたサービス開発・運営を行っていくために、積極的な人材採用・教育等の人的投資が必要であり、また、そうして開発運営するサービスにユーザーを集客するためには従来以上のプロモーションを実施していくことが必要となるため、これらの資金ニーズを解決することを目的として、本資金調達方法による新株予約権を発行することに致しました。

(注) 1. 出典：株式会社MM総研（東京・港区）

2. 出典：株式会社CyberZ（東京・渋谷区）/シード・プランニング（東京・文京区）

3. ネイティブアプリとは、プログラムをApp StoreやGoogle Play等のプラットフォームを通じて端末にダウンロードして利用するアプリケーションのことであり、常時ネットワーク環境を必要とするブラウザアプリと比し、利用時のユーザーストレスが少ないことを特徴とするものであります。

4. 開発期間が概ね1ヶ月程度のものであります。

5. 開発期間が概ね1ヶ月から3ヶ月程度のものであります。
6. 開発期間が概ね3ヶ月超のものであります。
7. ネイティブソーシャルゲームとは、ネイティブアプリのうち他のユーザーとコミュニケーションを取りながらプレイするオンラインゲームであります。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、ドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権を割り当て、ドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。第8回及び第9回新株予約権の行使価額は、それぞれ3,600円及び5,900円に固定されています。それに対し、第10回新株予約権の行使価額は、当初固定(10,000円)されていますが、当社は、平成28年12月2日以降、当社取締役会の決議により第10回新株予約権の行使価額の上方修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌取引日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り下げた額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初10,000円とし、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されます。)を下回ることはありません。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができません。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

下記第3項に記載の行使許可期間が経過していない場合

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下本項において、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下本項において、「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から30営業日の期間(以下本項において、「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、それぞれ、第8回新株予約権につき1,550個、第9回新株予約権につき2,170個、第10回新株予約権につき2,480個を超えることはできず、また、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了日(同日を含みます。)又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる全額を現金にて振り込んだときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

(3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、本スキームは当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]の通り、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております。行使価額は原則として固定されており、行使価額の修正を行うことのできる第10回新株予約権のみ、当社が希望した場合に限り、修正後の行使価額が当初行使価額以上となる修正が可能となっております。

行使許可条項

ドイツ銀行ロンドン支店は、当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可書の到達日当日から30営業日の期間に当該行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、ドイツ銀行ロンドン支店による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要及び市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は620,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。

取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間を除き、いつでも残存する本新株予約権を各本新株予約権に係る上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生致しません。

行使価額修正条項・選択権

上記「固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー」に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、第10回新株予約権に関しては、当社の判断により行使価額を上方修正することが可能です。これによって第10回新株予約権については当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額できます。

資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

新株発行手続きには、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達がスタンバイできます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額(ターゲット価格)は、当社の希望により、いずれも平成28年5月16日時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使が行われる可能性が生じます。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額(第8回新株予約権は3,600円、第9回新株予約権は5,900円、第10回新株予約権は10,000円)を下回る状況等では、資金調達ができない可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がされない可能性

当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達がなされない可能性もあります。

[他の資金調達方法との比較]

公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断致しました。

新株発行による第三者割当増資

第三者割当による新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、今後の当社の成長性を鑑みた場合、より高い株価で段階的に資金調達を行う方法が適切であると考えられるため、行使価額が現在の株価よりも高く、且つ資金調達における機動性を有した本新株予約権の発行により、資金調達方法を確保する必要があると判断致しました。

M S C B

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるM S C B)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権のみを発行する場合は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できなくなります。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断致しました。

社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本買取契約を締結致します。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下本項において、「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下本項において、「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から30営業日の期間(以下本項において「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、それぞれ、第8回新株予約権につき1,550個、第9回新株予約権につき2,170個、第10回新株予約権につき2,480個を超えることはできず、また、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了日(同日を含みます。)又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる全額を現金にて振り込んだときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 行使許可申請に基づく行使許可期間中に、本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとし、
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

本新株予約権に係る調達資金	4,319,723千円
本新株予約権の払込金額の総額	1,423千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	4,318,300千円
発行諸費用の概算額	4,800千円
差引手取概算額	4,314,923千円

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の見込額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計

4,319,723,210円(差引手取概算額の合計4,314,923,210円)となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。

なお、充当対象の事業については無料ネイティブアプリ事業及びネイティブソーシャルゲーム事業を想定していますが、具体的な時期及び配分については事業環境に応じて適宜判断してまいります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
スマートフォン向けアプリ事業拡大のためのエンジニア等の人材の採用・育成等に係る人件費等	940	平成28年6月～平成30年9月
無料ネイティブアプリ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費	1,118	平成28年6月～平成30年9月
ネイティブソーシャルゲーム事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費	2,256	平成28年6月～平成30年9月

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1)新規発行による手取金の額」に記載の通り4,314,923,210円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正(第10回新株予約権についてのみ)又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。この場合には、不足した場合・超過した場合共に、上記及びへの充当額の見直しを行う予定であります。

当社は、「3.新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」注記第1項第(1)号に記載している通り、中長期の事業成長を見据えたプロダクト開発力の強化のための人材採用・教育等の人的投資及び開発したアプリの普及のためのプロモーション力の強化に必要な資金を投資します。具体的には以下の通りです。

スマートフォン向けアプリ事業拡大のためのエンジニア等の人材の採用・育成等に係る人件費について

当社は、引き続き、無料ネイティブアプリ事業及びネイティブソーシャルゲーム事業に注力する予定であり、当該事業に係る企画力、開発力及び運営力の強化のため、一月あたり4名程度エンジニア等の人材を継続的に採用・育成していくための資金として940百万円を充当する予定です。

無料ネイティブアプリ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費について

既存タイトル及び今後開発されるタイトルのユーザー集客を目的として、インターネット、TVその他の広告媒体を利用したプロモーションを継続的に行うための資金として1,118百万円を充当する予定です。なお、具体的なタイトル、時期及び広告媒体の選択については未定ですが、事業環境に応じて適宜判断してまいります。

ネイティブソーシャルゲーム事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費について

既存タイトル及び今後開発されるタイトルのユーザー集客を目的として、インターネット、TVその他の広告媒体を利用したプロモーションを継続的に行うための資金として2,256百万円を充当する予定です。なお、具体的なタイトル、時期及び広告媒体の選択については未定ですが、事業環境に応じて適宜判断してまいります。

以上の施策を目的に、当社は平成28年5月17日、本新株予約権の発行を決定致しました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成28年5月16日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌアンラゲ 12 (Taubenstraße 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 (2014年度(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)) 平成27年6月29日関東財務局長に提出 有価証券報告書(2014年度)の訂正報告書 平成27年6月29日関東財務局長に提出 有価証券報告書(2014年度)の訂正報告書 平成27年8月21日関東財務局長に提出 半期報告書 (2015年度中(自平成27年1月1日至平成27年6月30日)) 平成27年9月29日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は平成28年1月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内において正式な協議・検討を開始した結果、以下に述べる通り、割当予定先としてドイツ銀行ロンドン支店を選定するのが最善であり、かつ本新株予約権の発行が有効な調達方法であるとの結論に至ったため、本日、平成28年5月17日の取締役会において、本件実施を決議致しました。

当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、今回の資金調達では、業績や企業価値が向上する場面で着実に捉えて、資金を調達できる方法を選択したいと考えていたため、ドイツ銀行グループより提案を受けた本スキームは、当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社の資金ニーズに合致していること、また、当該手法は、ドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成19年2月から現在までに、当該手法を用いた資金調達で23件の実績を有しており、当該手法を用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行ロンドン支店を選定するのが最善であると判断致しました。

(注) ドイツ銀行ロンドン支店に対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数620,000株(内訳は以下のとおり)

第8回新株予約権 155,000株

第9回新株予約権 217,000株

第10回新株予約権 248,000株

e. 株券等の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店においては、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権及び本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定です。株価及び出来高の状況等により、保有株式を短期で売却する可能性があります。

f. 払込みに要する資金等の状況

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の半期報告書(平成27年9月29日提出)に記載されている財務諸表等から、純資産額は683億ユーロ(約836億円、換算レート1ユーロ122.34円(平成28年5月6日の仲値)) (連結、平成27年6月30日現在)であると確認しているほか、当該資金の払込みについては本買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行(European Central Bank)及びドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht(BaFin))の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行(Bank of England)(ブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority))及び英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督及び規制を受けております。

また、ドイツ銀行は本邦にも東京支店を有しており、外国銀行支店として銀行法に基づき金融庁の監督及び規制を受けており、ドイツ銀行グループの国内法人であるドイツ証券株式会社は、金融商品取引業者として登録済み(登録番号:関東財務局長(金商)第117号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。

当社は、欧州中央銀行ホームページ、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社並びにその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「反社会的勢力」といいます。)ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及びドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の権利行使行動に関して、一定の状況下において当社による行使許可や行使価額修正がなされるという前提条件(行使期間中の任意の時点以降において、株価が権利行使価額を上回り割当予定先による権利行使が見込まれる場合に当社が割当予定先からの行使許可申請に応じること、本買取契約の規定に基づき当社が行使価額の修正をした場合に調達

額の増加が見込まれる場合には当社は行使価額の修正を実施すること、本新株予約権が残存する限り当社が当該行動を継続することにより割当予定先の権利行使を促すことを含みます。)を設定するとともに、割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件(割当予定先の経済合理性に基づき、割当予定先からの行使許可申請がなされること及び当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合(12.5%)の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却が行われることを含みます。)を設定しています。また、取得条項については当社の意思決定による新株予約権の取得が行われないことを前提として評価を行っています。さらに、新株予約権行使による株式処分コスト及び新株予約権の発行コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第8回新株予約権は469円、第9回新株予約権は202円、第10回新株予約権は104円としています。本新株予約権の行使価額は今後の当社の成長性を鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現することを目的として、ドイツ銀行ロンドン支店との協議により、当初、平成28年5月16日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第8回新株予約権は34.68%、第9回新株予約権は120.73%、第10回新株予約権は274.11%、それぞれ上回る額としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は620,000株(議決権数6,200個)であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数6,201,500株及び議決権数61,793個を分母とする希薄化率は10.00%(議決権ベースの希薄化率は10.03%)に相当します。

なお、ドイツ銀行ロンドン支店が、本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、ドイツ銀行ロンドン支店に係る割当後の所有株式数は620,000株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は9.12%となる見込みです。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるとともに、第8回乃至第10回新株予約権を一括して行使することは出来ないため、急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、前述の通り、本新株予約権の発行及びドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使により調達した資金を、無料ネイティブアプリ事業及びネイティブソーシャルゲーム事業に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、東証マザーズにおける当社普通株式の平成28年5月16日までの140連続営業日間の1日当たりの平均出来高は45,423株であり、これは本新株予約権発行による潜在株式数対比7.33%にあたります。この点について、当社は本新株予約権の行使には当社の行使許可が必要なこと、割当先が各回号を重複して行使許可申請することが出来ないこと、行使価額を段階的に設定しており一定の傾斜が付されていることに鑑み、本新株予約権の行使により発行される株式は市場で十分に消化可能であると考えております。なお、140連続営業日間の1日当たりの平均出来高を採用した根拠といたしましては、前期本決算発表日である平成27年11月12日前後の出来高を考慮した期間が、より当社の今後の流動性を検討する上で実態に即しており、適切であると判断したためです。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
銭 銀	東京都渋谷区	1,983,300	32.10	1,983,300	29.17
鈴木 貴明	東京都渋谷区	1,983,300	32.10	1,983,300	29.17
ドイツ銀行ロンドン支店(ドイツ銀行グループロンドン6100) (常任代理人ドイツ証券)	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK (東京都千代田区永田町二丁目 11番1号 山王パークタワー)	-	-	620,000	9.12
山田 理恵	東京都渋谷区	106,100	1.72	106,100	1.56
柏原 俊高	大阪府和泉市	93,700	1.52	93,700	1.38
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号	91,500	1.48	91,500	1.35
佐藤 裕介	東京都港区	76,000	1.23	76,000	1.12
山本 彰彦	東京都目黒区	52,800	0.85	52,800	0.78
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番 1号	34,500	0.56	34,500	0.51
G M O クリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20番1号	34,000	0.55	34,000	0.50
計	-	4,455,200	72.10	5,075,200	74.64

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当前の所有株式数」に、本新株予約権の目的である株式の数(620,000株)を加えた株式数によって算出しております。

3. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、ドイツ銀行ロンドン支店が、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式(620,000株)を全て保有したと仮定した場合の数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、株価及び出来高の状況等により、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を短期で売却する可能性があります。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の総株主の議決権の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)平成27年12月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第1四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第2四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)平成28年5月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成28年5月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月21日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成28年5月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年1月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成28年5月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成28年5月17日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社イグニス 本店
(東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。